

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	生物系特定産業技術研究推進機構	政府出資額	78,938,496,948円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	政府出資額	48,704,240,752円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	△ 30,234,256,196円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）</p> <p>附則 (生物系特定産業技術研究推進機構の解散等)</p> <p>第四条 生物系特定産業技術研究推進機構（以下「推進機構」という。）は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて研究機構が承継する。</p> <p>2 この法律の施行の際現に推進機構が有する資産のうち、研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に於いて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、推進機構の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>5 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>6 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、政府及び政府以外の者から推進機構に対し附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号） 以下「旧推進機構法」という。）第五条第二項第一号に規定する民間研究促進業務（以下この項において「民間研究促進業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産に旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている民間研究促進業務に係る勘定（以下この条において「民間研究促進業務勘定」という。）に属する資産が含まれる場合にあつては、政府の出資金に相当する金額については、当該金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち民間研究促進業務勘定に属する資産の価額及び当該資産の価額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額の合計額を控除した額に相当する金額）は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該政府以外の者から研究機構に新法第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。</p>		

	<p>7 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（以下「純資産額」という。）のうち旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第二号に規定する基礎的研究業務に係る勘定に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府から研究機構に新法第十四条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。</p> <p>8 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、純資産額のうち旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第三号に規定する農業機械化促進業務（第二号において「農業機械化促進業務」という。）に係る勘定（第一号において「農業機械化促進業務勘定」という。）に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府及び政府以外の者から研究機構に新法第十四条第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から研究機構に出資されたものとする。</p> <p>一 純資産額のうち農業機械化促進業務勘定に属する額に相当する金額から次号に掲げる金額を控除した額に相当する金額 政府</p> <p>二 政府以外の者から推進機構に対し農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額 当該政府以外の者</p> <p>9 前三項の場合において、研究機構は、新法第七条第二項に規定する認可を受けることなく、前三項の規定により研究機構に出資されたものとされた額により資本金を増加するものとする。</p> <p>10 第七項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>11 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>12 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、民間研究促進業務勘定において繰越欠損金として整理されている金額（第二項の規定により国が承継する資産に民間研究促進業務勘定に属する資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四条の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。</p> <p>13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。</p> <p>14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p>
<p>政府出資額が増減した理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発費の使用額のうち欠損金として扱っていた額について、法令に基づき整理したことによる減（△約358億円） ・ 土地等の資産の評価額の増（約55億円）

備 考	生物系特定産業技術研究推進機構は、平成15年10月1日に統合により、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構となり、平成18年4月1日には、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構となっている。
-----	--